

令和7年第4回芥北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和7年第4回芥北町議会臨時会は、令和7年10月21日芥北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田嶋 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野嶋 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	錦戸 雅志	総務課長	宮崎 良成
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	山下 晃弘
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稻尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	田中 正彦		

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 発議第 9 号 荻北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 発議第 10 号 荻北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について
- 日程第 5 承認第 7 号 専決処分の承認について
専決第 7 号 令和 7 年度荻北町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 42 号 製造請負契約〔荻北町防災行政無線システム更新業務〕の締結について
- 日程第 7 議案第 43 号 請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その 1）〕の締結について
- 日程第 8 議案第 44 号 請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その 2）〕の締結について
- 日程第 9 発議第 11 号 意見書の提出について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から令和7年第4回苓北町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、山口利生君。3番、廣田幸英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

これから議案審議となりますと、第18期における苓北町議会運営に関する申し合せ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき、計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならないとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしております。議員におかれましては、時間内の質疑に心がけてください。

-----○-----

日程第3 発議第9号 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、発議第9号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） おはようございます。

発議第9号、令和7年10月10日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。

私達を取り巻く社会の生活は、輸入穀物や資材の高騰等により依然として厳しい生活を余儀なくされています。

町は、日頃から農業、林業、漁業の一次産業を町の基幹産業として、これの振興に力を入れると常々と口にされ、私たち議員もこの事に賛同しております、この様な社会環境の中で、町民生活の安寧に少しでもお手伝いをすべきです。口先だけではなく、身をもって町民の生活の安寧に力を注ぐべきです。

今後支給される令和7年度の議員期末手当はこれを全額カットすべきです。そして、カットした議員期末手当の金は、町の全体予算の中では少額かもしれません、僅かであってもこれを、人口減少、高齢化対策、そして学校給食費などの子育て環境の整備の一部に活用すべきです。

世界的な紛争等の続出に起因した生活必需品の物価高騰等を考慮し、住民生活の安定化に寄与するため、令和7年度12月支給の苓北町議会議員の期末手当は削減すべきです。

次のページをお開きください。

発議第9号。苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第48号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（期末手当）第2条、条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和7年度に限り、12月1日を基準とする期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、公布の日から施行し令和7年12月1日から適用する。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。それでは、自席へどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第9号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少數です。

したがって、発議第9号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第4 発議第10号 苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、発議第10号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第10号、令和7年10月10日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

（提出理由） 世界的な紛争の続出に起因した原油価格や生活必需品の物価高騰が進む中で、学校給食費を負担する児童や生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進します。加えて、私たち苓北町議会は、乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育料・利用料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求める意見書を、発議第4号として令和5年3月13日原案可決後、苓北町議会野崎議長へ提出し、さらに、同じ意見書を衆参両院議長、内閣総理大臣他へ提出しています。

このようなことから、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定を提出します。

次のページをお開きください。

発議第10号。苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例（案）。

（目的） 第1条、この条例は、苓北町立各小学校及び中学校（以下「町立学校」とい

う。) の学校給食費 (学校給食法「昭和 29 年法律第 160 号」第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。) を苓北町学校給食費条例 (令和 5 年苓北町条例第 35 号) 第 4 条の規定に関わらず全額無償化することにより、児童及び生徒の保護者 (学校教育法「昭和 22 年法律第 26 号」第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。) の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(無償化の対象) 第 2 条、無償化の対象となることができる者は、町立学校に在籍する児童、生徒の保護者とする。

(無償化の額) 第 3 条、無償化の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合には、学校給食費から当該給付額を除くものとする。

(委任) 第 4 条、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

以上です。

○議長 (野崎幸洋君) 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (野崎幸洋君) 質疑なしと認めます。

それでは、自席へどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長 (野崎幸洋君) 討論あり。

討論がありますので、まず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

倉田明君。

○7 番 (倉田 明君) 7 番、倉田です。ご承知のとおり、私も令和 5 年 3 月議会で、乳幼児保育等に関する食費・保育料等、また、小中学校児童生徒の給食費の無料化等に向け、一般質問をさせていただきました。苓北町議会として、国にこれら子育て支援について意見書を提出させていただきました。

苓北町の保育園の保育料金については、一部無償化でしたが、令和 6 年 4 月から無償化となり、学校給食等においても、財源の見通しができれば、町も保護者負担軽減に取り組む方針である旨を言われております。

また、今、国会で小中学校の給食費無料化等について議論され、今年 2 月 25 日、自民党、公明党、日本維新の会もこれらに関し合意されており、まずは小学校を念頭に、

地方の実情を踏まえ、令和8年度から実現すると明記されました。

これらを鑑み、今しばらく様子を見ながら、対応されても良いのではないかと思います。よって、反対いたします。以上。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第10号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少數です。

したがって、発議第10号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第5 承認第7号 専決処分の承認について

専決第7号 令和7年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、承認第7号、専決処分の承認について。

専決第7号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 承認第7号、専決処分の承認について。

令和7年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度苓北町一般会計補正予算を令和7年9月19日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、9月10日の豪雨により被災した農地及び林道等の災害復旧に係る費用等を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願いを申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 専決第7号、令和7年度芥北町一般会計補正予算（第4号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ398万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,629万9,000円とするものです。

6ページをお願いします。歳入です。

款18繰入金、項2、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源として、基金とりくずし398万6,000円の増額です。

続いて歳出です。7ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目5農地費、節18負担金補助及び交付金は、9月豪雨に伴う農地等小災害復旧事業補助金、都呂々字上竹の尾など、7か所分127万2,000円の増額です。目7堆肥センター管理費、節10需用費は、9月豪雨に伴う落雷により故障した井戸ポンプ等の修繕料31万4,000円の増額です。

8ページをお願いします。

項2林業費、目2林道費、節13使用料及び賃借料は、9月豪雨に伴う重機等借上料、林道萱の木線など、4か所分200万円の増額です。

9ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2、目1河川等災害復旧費、節12委託料は、9月豪雨に伴う査定設計委託料、町道上町城内尾越線分40万円の増額です。

以上で、令和7年度芥北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 歳出の8ページの林道費についてお聞きいたします。

林道費で重機借上料200万円計上されておりますが、これは多分法面等が土砂崩れで壊れて、その取り除きかと思うんですが、こういうのは災害復旧の応急的なものとして取り扱いはできないんでしょうか。やっぱり一般財源で取り扱うべきになるのか。その辺りを教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 8ページの重機等借上料でございますが、これにつき

ましては4路線のですね、11か所ということで、平均ですね、約19万円ほどの借上料を1か所当たりの支出としております。林道災害については60万円以上でござりますので、その対象にならない部分を重機等借上料で除去することとしております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、河川等災害復旧費、林道も含めてございますけれども、査定設計書の委託費が40万円組んであります。この件数は何件か。そして見落とした分はないのかどうか。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員、マイクを上げてください。

○4番（松本良人君） もう1回言いましょうかね。査定設計書の委託料関係でございますけれども、これは件数で何件ぐらいか。それから、かなり災害あたりで傷んどるとこがございます。それから本来はできませんけれども、過年度災害あたりでですね、積み残しがかなりありますけれども、そこら辺の対応はどのようになっておるのか。もうそこら辺を見越して、そこら辺は自力でされたのかどうか。そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 9ページの査定設計委託料40万円ですけれども、こちらの方は、9月の10日の雨で被災しました1か所分、1か所分でございます。具体的には町道のですね、富岡の上町城内尾越線というところが法が崩れたもんですから、そちらの1件分となっております。9月の10日の雨に限らず、まとまった大きな雨が降った後にはですね、一応パトロールを私たちのほうでも全域的に行いまして、見落としのないようにということでやっておりますが、河川あたりでどうしても見落としが絶対ないということはですね、ないと思いますが、私たちのパトロールの範囲内で見落としがないように心がけながら、災害箇所のですね、発見に努めております。災害にかかる箇所というケースがあり得ますので、それは規模が小さかったり、それから崩れ方がですね、まだ完全に崩れてなかつたり、その辺りについてはですね、今後の雨でまた増破して災害にかかるケースも出てくるかと思いますし、それができないところについては起債事業とか、起債とかですね、その辺りも活用しながら復旧を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私もこれまであちこちに要望してきましたけれども、2、3日前ですね、要望した箇所を回ってきましたけれども、当時は壊れて、結構壊れとるですけれども、やってですね、危ないというような感じしておるところでございますけども、

今、草とか葛がですね、葛で繁っており、もうその壊れた箇所が全くない。そういったところは町の職員さんあたりと一緒に見たところもございますけれども、当然、災害で提案するとしたならば、赤杭が打ってあるはずですけれども、全く処置がしてなかつたので、そこら辺は見逃してあるのかどうか。今後、まだ第何次かの査定があろうと思いますけれども、その時に提案されるのか、併せてお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君）　先程申し上げましたように、私たちもできる範囲の精いっぱいの中で、パトロール等で災害箇所の発見を心がけているんですけども、今おっしゃいましたようなですね、見落としが絶対ないということはありませんので、住民の方からのですね、区長さんはじめ、通報といいますか、パトロールで足りない部分があつたときには、そういうところで教えていただきながらやっておりますので、ぜひそういう可能性のある箇所、災害復旧すべき箇所がございましたらですね、私たちもパトロール精いっぱいやりますけれども、ぜひ教えていただいて、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君）　松本良人君。

○4番（松本良人君）　ぜひですね、見落としがないように、これやっぱり絶対に見落としませんというような強固なですね、姿勢ですね、取り組んでいただきたいな。

やはりあの、路肩が崩れたり道路が崩れて、今まで仮に4トン車が通つとったところが2トン車しか通らんと。あるいはその先は、いろいろ荷物も運ばんで困つとると。あるいは、場所においてはですね、土嚢を積んでですね、土嚢を積んでそのままですね、それを永久的に使われているところがある。土嚢を積んどって、その、そこがもつのかどうか。もし土嚢を積んどって、そこを車あたりが行きよって、一緒にその事故を起こしたときは、町の対応はどうなるのかどうか。そこら辺ですね。場所は言いませんけれどもいっぱいあります。私は土嚢を積むということは応急措置だと思います。災害復旧でも、応急で土嚢の分は見られます。しかし土嚢のままですね、町費でそのまましてからですね、やって、それを全て完了というような感じで今、芥北町は受け取られ、受け取つてあるようでございますけれども、県等については、全て土嚢とかですね、落石防護のですね、コンクリートなんか置いたところはすぐ、災害等で手当てをしてありますけれども、本町においてはそこら辺が全くしてない。そのように感じます。

ぜひですね、住民のですね、安心と安全のためにですね、頑張っていただきたいなと思うっております。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君）　今回の予算とは直接は関係ございませんけれども、先程から応

急処置のことについて松本議員からいろんな要望等といいますか、それがあつておりますので、私も併せて要望をしておきたいと思います。

というのは、町のほうで町管理河川の浚渫があつております。浚渫すると今まで見えなかつた被災箇所と言つたらなんですけども、箇所が出てまいります。そこでですね、できたら業者の方と担当課である土木が一緒にそこの現場に行って、そのあとに芥北町の地図がございますけども、そこにですね、測点として書いときながら、そのときの状況を把握しておくことがまずもつて必要ではないかと思います。業者の方も、最大限の会社運営についての一番の大きな利益は、言い方悪いですけれども、災害復旧が大きな要点を占めると思いますので、自分たちの生活の糧のためにも、できるならば役場と会社一体となって、今後災害復旧事業については当たつてほしいと思います。

併せて、今県管理河川が志岐川、お陰で綺麗になっておりますけれども、伐採が行われております。この後、上津深江のほうに動く、移動するというふうなお話も聞いておりますけども、直接、県管理河川ですから、町は直接は携わることができんけれども、この場合についても、できるならば土木が一緒になってですね、前もつて災害箇所と言つたらまた過年災を云々って言われますので、それはできませんけれども、そういった維持っていうか、箇所っていうことの確認作業等を前もつて土木課長、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 答弁はよろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがつて、承認第7号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

ここで、議案第42号に入ります前に、総務課田口裕介参事の出席を許可しております。田口参事、お入りください。

-----○-----

日程第6 議案第42号 製造請負契約〔芥北町防災行政無線システム更新業務〕の 締結について

○議長（野崎幸洋君） 日程第6、議案第42号、製造請負契約〔芥北町防災行政無線システム更新業務〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 議案第42号、製造請負契約〔苓北町防災行政無線システム更新業務〕の締結について。

下記のとおり製造請負契約を締結するものとする。

令和7年10月21日提出。苓北町長、山崎秀典。

記。

1、契約の目的。

苓北町防災行政無線システム更新業務。

2、契約の方法。

公募型プロポーザル方式による随意契約。

3、契約金額。

3億1,572万4,200円。

4、契約の相手方。

所在地、福岡市中央区天神一丁目10番20号。

名称、日本電気株式会社九州支社。

代表者、支店長、伊福晃二。

提案理由ですが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年苓北町条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

補足説明をさせていただきます。苓北町防災行政無線システム更新業務の主な内容につきましては、令和7年度予算審査特別委員会の折に資料配付にて説明させていただいたところですが、現在運用しております防災行政無線システムは、平成22年度に導入して以来約15年が経過しており、近年故障も多く、使用機器類が故障した場合、部品の生産中止により修理が困難、長期化することで、災害時等に住民への情報伝達の手段が途絶えてしまうことが懸念される状況にあることから、早期に情報配信の多様化に対応することも含め、新たな防災行政無線システムへの更新が必要ありました。

今回の更新業務発注に当たりましては、費用を抑制するため、中継局や再送信局を極力介さず拡声放送を行えること。また、現在導入している苓北町防災行政情報配信システムよかナビへの配信を可能とすること。などを更新業務における要求水準として、公募型プロポーザル方式により業者の募集を行い、参加資格要件を満たした3事業者から技術提案書の提出を受けました。

契約者の選考につきましては、苓北町プロポーザル方式等による契約手続きに関する実施要綱に基づき審査会を設置し、副町長を審査員長として、総務課長、企画政策課長、

行革デジタル対策室長及び苓北町C I O補佐官の井上氏の計5名で審査を行いました。

本日配付させていただきました苓北町防災行政無線システム更新業務審査結果表に記載のとおり、審査は技術提案書及びプレゼンテーションによる審査の配点を200点、構築に係る費用及び保守に係る費用の経費見積による審査の配点を100点、合計300点満点で行い、技術提案書及びプレゼンテーションによる審査においては、1、提案事業者の概要と実績、2、業務方針・実施体制及び実現性、3、システム構成および提案内容の特徴、4、現地調査等による具体的な設計検討内容、5、独自提案、6、作業内容に関する提案、7、保守体制の7項目について評価をいたしました。

審査の結果、技術提案書及びプレゼンテーションによる審査において159点。構築に係る費用及び保守に係る費用の経費見積書による審査において100点。合計で259点を得た日本電気株式会社九州支社を契約の相手方と決定させていただきました。

なお、日本電気株式会社九州支社は、他の2事業者と比較して、技術提案書及びプレゼンテーションによる審査における評価7項目において、独自提案の評価がやや劣るもの、その他の6項目において全ての審査員から高い評価を得ており、構築に係る費用及び保守に係る費用の経費見積書による審査においても、3事業者の中で最低見積価格が提示されたところです。

また、日本電気株式会社の防災行政無線システムは、本町の既存システムをはじめとして県内16市町村で採用されており、運用・保守のサポート体制につきましても、天草市内に拠点を有する事業者との協力体制の構築により、早期の対応が可能であります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） ちょっと説明を聞き逃しましたが、この日本電気株式会社九州支社のほかにあと2者ですか。どことかあるのか、あと1回教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 残りの2者ですけども、本日配付させていただきました審査結果表の一番上段にですね、3つの事業者、書いてあります。

1番目に日米電子株式会社、2、日本無線・Kyuエンジニアリング、3、日本電気株式会社九州支社の3者でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） それからこの7項目のですね、評価項目、評価基準があります

けども、これを審査する方の、何か先程氏名がありましたけども、あの方々全てがこのことを評価できるんですか。何か大丈夫かいというような方もおられるんではないかと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 今回審査に入っていただきました関係各課の課長については、昨年度からも本事業についてですね、担当といいますかですね、対応しており、中身については熟知されているところでございます。

それからですね、専門の分野ですね、説明の中でちょっと名前を出させていただきました茶北町のC I O補佐官、井上さんですけども、この方についてはこの分野の専門でございまして、その方のご意見もいただきながらですね、今回の審査をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） いや、私がお尋ねしたのは、その専門的な方、関連知識を持つておられる方は当然です。と思います。ほいでほかにもですね、そういう方がおられるのか。ほかの方は、1人は専門知識も十分備えているけども、あとは日頃の運営の状況を見る程度ではないかと思うわけですね。そういう人たちがこの3億円近い事業費に関わる審査をできるのかどうかということが疑問です。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 今回の技術提案をですね、各社から受けるに当たって、先程の井上氏も含めまして、要求水準書というのを作成させていただきました。その内容については今回の審査員については全て熟知しているところでございますので、それに基づき審査をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わり。

松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、審査の方々なんですかけども、この審査の表を見てみますとですね、ほとんどですね、何かお1人の方は全く同じ点数を入れられているような感じの方もおいでなんですね。この役場の方がほとんどで、まあ、部外の方は1人ですが、本当にそれでいいのかどうか。今あの、土木関係でも私は先程申し上げましたけども、全く専門的には、それだけの力が無頓着の方が多い中ですよ、専門的なことを知っておられたのかどうか。もし、この人の中にですね、どなたかですね、議会代表あたりも入れるべきじゃなかったかなと私は思っております。確かに日本電気はいい会社だと思いますけども、何か無頓着と同じような点数付けとらる方もおいでというような方がございます。本当にそれだけ認識があられたのかどうか。役場の部内の方々で。

それから、区長会長さんはどなただったのかですね。役所方、もう1人部外者の方誰じやったですかね。

○総務課長（宮崎良成君） 井上さん。

○4番（松本良人君） はい？

○総務課長（宮崎良成君） 井上、先程説明・・・。

○議長（野崎幸洋君） 質問ちゃんとまとめてください。

松本議員。

○4番（松本良人君） 部外者の方、確かに1人と聞いておっとですけれども、本来ならばもう少しですね、このプロポーザルというのは専門的な見地の中からですね、見つけんばいかんとじゃなかろうかなと思うとですね。私たちも実際この防災無線についてあんまりよく分かりませんけれども、確かにあの、まあ適当にその方だけにせろばよかやつかというようなやり方もあるうと思いますけれども、そこら辺はどのような形、認識で求められたのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 先程の浜口議員の答弁と同じになろうかと思うんですけども、今回のこの業務の発注に当たりましては、要求水準書というのを作成させていただきました。その中にですね、いろいろなこの求める提案の内容についての審査項目は業務の内容についてを記して事業者の方に提案を求めております。それに基づいて今回を審査させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 大切な案件でございますのでですね、もう少しこういったやつをやるのなら真剣にですね、例えば課長じゃなくても、その課の中からですね、やっぱり専門的に知つとるもんがおるかもしれませんので、そういうつたものを、もし役場の中で選考するとするならばですよ、そういうことで技術的、あるいはその、この能力的にあられる方で、やっぱりやっていただかんと、そこで形式的、形式的にだけやってもらっても、今後いろいろ後を引くようなことがあるんじやなかろうかなと思いますので、今後の対応として、この契約者ですね、私はどうこう言うわけじゃない、ありませんけれども、今後の対応としてですね、そこら辺ですね、ぜひ入念にですね、やっていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑、町長、答弁ありますか。

町長。

○町長（山崎秀典君） 冒頭の説明でも申しましたとおり、今回の契約者の選考につきましては、芦北町プロポーザル方式等による契約手続きに関する実施要綱に基づきまして、きちんとした審査会を設置し、その上で評価基準を定めながら、1項目1項目評点

をしたものでございます。先程同じ点数をつけているということでおっしゃいましたけども、先程配りました審査結果表を見てもらえば分かるとおり、それですね、各項目ごとに配点も違っておりますし、審査委員の点数もそれ3事業者、点数も異なっております。そういう部分においては、しっかりと適正に審査がされたものと私は確信をしているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、製造請負契約〔苓北町防災行政無線システム更新業務〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

田口参事、退席されて結構です。

日程第7、議案第43号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の締結について。

日程第8、議案第44号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）〕の締結について。

この2件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

議案第43号と議案第44号を一括議題とします。

-----○-----

日程第7 議案第43号 請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の締結について

日程第8 議案第44号 請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）〕の締結について

○議長（野崎幸洋君） 議案第43号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の締結について説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 議案第43号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年10月21日提出。苓北町長、山崎秀典。

記。

1、工事名。

上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）。

2、契約の方法。

指名競争入札。

3、契約金額。

1億6,002万8,000円。

4、契約の相手方。

所在地、熊本県天草郡苓北町坂瀬川1447番地1。

名称、株式会社長濱興業。

代表者、代表取締役、長濱健司。

提案理由でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年苓北町条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためございます。

○議長（野崎幸洋君） 続いて、議案第44号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）〕の締結について説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 議案第44号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）〕の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年10月21日提出。苓北町長、山崎秀典。

記。

1、工事名。

上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）。

2、契約の方法。

指名競争入札。

3、契約金額。

1億1,770万円。

4、契約の相手方。

所在地、熊本県天草郡苓北町志岐234番地1。

名称、株式会社レイジュウ。

代表者、代表取締役、植里幸太郎。

提案理由でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年苓北町条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためございます。

それでは、その1とその2、合わせたところで補足説明をさせていただきます。

本防災公園の整備工事は、工期の短縮等のため、2工区に分割発注をしておりまして、本日はそれぞれ2つの工事について平面図を添付しております。なお、平面図は縮小図面ですので、縮尺は示せませんが、ご了承ください。

この工区分けにつきましては、基本的には遊具エリアと、それ以外のエリアとに分けておりますが、給排水などエリア同士のつながりがあるため、一部エリア分けとなっていない工種もございます。

それでは、上津深江広域避難地防災公園整備工事その1及びその2の工事内容につきましてご説明いたします。

まずその1の平面図をご覧ください。赤色で示している部分がその1の施工内容となります。施工する工種は、大型複合遊具1基、ターザンロープ遊具1基、幼児用遊具5基、日除け休憩スペース2基、かまど兼用ベンチ3基、防災パーゴラ1基、照明灯6基、手足洗い場1基、側溝蓋設置延長126メートル、芝生舗装面積1,185平方メートル。クレイ舗装面積2,500平方メートルとなっております。

次に、その2の平面図をご覧ください。その2で施工する工種は、給水設備延長187メートル、汚水排水設備延長92メートル、トイレ棟面積44平方メートル。災害時対応用防災トイレ5基、駐車場37台分面積1,437平方メートル、西側芝生広場面積532平方メートル、東側遊歩道延長56メートル、足元照明灯3基、案内板1基、駐輪場面積160平方メートルとなっております。

また、その1につきましては遊具の、設置する遊具のイメージ写真も資料として添付しておりますので、参考にご覧ください。なお工期は、その1その2共に、令和8年9月に竣工を予定しており、10月のオープンを目指しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 2点だけお尋ねします。指名競争入札それぞれされてますけど、何者あったのかですね。それと、これだけの大きな事業でございますので、できればそれぞれ会社の都合があると思いますけれども、やはり下請とか何とかですね、やってもらって、ほかの業者にもこう、いくような形をお願いできないのでしょうか。その辺の考え方をお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 指名競争入札につきましては基準がありまして、その基準に基づきまして選定をしておりますが、一応対象というかですね、5者の中から選定をしたところでございます。

下請につきましては、受注された業者さんの考え方になりますので、ちょっと私たちが申し上げられないところがあるんですけれども、ただ、工種につきましては給排水とかですね、建物とか、そういうものを考えますと、そういう形になる可能性もあるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 先程言いましたように、業者さんのですね、都合もありますけれども、そういう形をですね、できるだけ先程言わされましたような形で、それぞれ皆さんですね、潤うような形をとつてもらえばと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） いろいろと工種分け大変だったと思います。その中で合わせて2億7,772万8,000円が、その1その2工事の合計です。で、6月議会の中で、最終的な設置案の説明があったときに、大体2億8,000万程度というようなご説明の中で、その内で契約されたということでございますが、これ以外、防火槽は別途総務課のほうの担当ということですので、それはちょっと別となると思いますが、もうこの遊具関係の工事はその1その2の、2つで終わりなんでしょうか。それとも、もう1つまた別にこの遊具関係で2億8,000万。予算は3億3,000万ぐらいついてるかと思いますが、その辺りでまだ工事の未発注というのがあるのか。それと基準内、議会の承認を必要とするような工事というのがあるのかどうか。まずその1点。

それと今、非常に暑い夏日が今年続きました。これまでになく暑い日が長期間来ましたけれども、この遊具については、そういう暑さ対策とかいうのは考えてあるような遊具なのか。やっぱり小さい子どもが来ますから、夏場にやけどとかの心配がちょっと気になったもんですから、そういう暑さ対策等も加味されたような遊具なのかどうか、その点教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） この防災公園の整備工事につきましては、おっしゃいましたように防火水槽ですかね、防火水槽は別途、これとは別途あるんですけれども、それを除きますと、この防災公園の整備工事全体として見たときにはこの、その1とその2で全てであります、それ以外の、議会にかける必要のないような小さい工事というのではありません。もうこれで全部でございます。

それから暑さ対策につきましては、遊具そのものにですね、暑さ対策というのは特段ないんですけれども、この公園としましては、日除けスペースを2か所ですね、2基、設けておりますので、遊具で遊びながら、合間合間には、暑い日はですね、日除けのスペースで休憩をしていただくというように考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 町民の人もですね、この遊具作るのはいいけれども、やっぱりこの非常に暑い中にあってですね、果たして遊びに行く人たちがいるんだろうかというふうな話が出ております。やっぱそういう面でですね、暑さをしのぐための今、パーゴラですか、パーゴラ2基つけてありますけれども、それに対してやっぱり藤棚を作るとかですね、いうような、やっぱり暑さ対策っていうものを、せっかく予算があります。遊具関係についてはもうこれで一応私たちに対しての説明の範囲内で発注をされておられますので、これについてはもう、これで特に私としても意見はございませんけれども、やっぱりこれから先の暑さ避けのためにですね、あそこは何も木が生えてませんのでですね、そういう面では藤棚とかを設けるとかいうようなことですね、緑化兼暑さ対策というのも必要ではないかなというふうに思います。これ議員の皆さんもやっぱり木がないところで、非常に熱中症とかの問題もありますので、是非ご検討していただければどうかなということを再度提案させていただきたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。ほかに。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） これまでこの2か所がですね、1か所でずっと説明があったんですが、今回請負契約のところでなぜ2か所になったのか。2か所に分けることが誰の、誰に、町民に、納税者である町民に有利になるのか、請負者である業者が有利になるのか。そこら辺のところも、数値の検証もされておると思いますので教えてください。

それから、その1その2の中でですね、工事費の説明、この前の1か所説明のときはこの、何か非常に分かりにくい、ただ数値の入っただけの説明書、説明書といいますか、要求して出してもらった経緯がありますけども、これをその1とその2に分けた場合はどう、この数値がどう変わっていくのか知りたいと思いますので教えてください。提出をお願いします。

それから利用者の見込みですけども、この今、高齢化、少子化が進んでいく中で、来年の8月ですか、今年の、来年の8月かな、完成が。果たして今後見込みの中ですね、何人ぐらいを想定しておられるのか。教えてください。

○議長（野崎幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君）　1つの工事をですね、今回2分割で発注をしておりますけれども、2本に分けた理由といたしましては、この工事ですね、来年度までの繰越事業となりまして、一応竣工とか、公園のオープンを目指している中で1本となりますと、少し工期が数か月長くなりますので、それに間に合うような、工期的な部分で2本に分けさせていただいております。

3つ以上に分けるとかそういうところも考えたんですが、給排水あたりはですね、つながり、全体的につながっておる部分もありまして、一体的に施工しなければならない要素がありましたので、ちょっと3つ以上には難しかったということで、今回2本で、2分割とさせていただいております。

それから金額、工種ごとの金額なんですけれども、前回ですね、9月の全員協議会のときに、あれは金額的にはかっちり固まった金額ではなかったんですけども、一応参考資料で出したものがありますが、今回のもう設計といいますか、金額というのは、もう固まった金額でありますと、正式な発注段階のものになって、一応公文書扱いということでありまして、情報公開条例の中ではですね、開示請求の手続きをとっていただかないとい出せないということになっております。

ただ、前回お出ししていただいた部分、あれは直工ではなくて、経費も入れたものの概算だったんですけども、あの金額ですね、工種ごとで見ると大きく変わってはおりませんで、あれを工種において2つにそれぞれ分けたということで、1つ1つの工種は、前回お出しした資料の経費込みの金額と大きく変わった部分はありません。

○議長（野崎幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　公園の管理につきましては、福祉保健課のほうで行いますので、公園における利用人数の想定については、現在まちづくり戦略室のほうですね、今後年間の集客を促す計画づくりを進める中で、目標として定めてまいりたいと考えております。

なお、特にですね、苓北町内の子育て世代のご家族には、子連れでも遊べる場を設けることから、ぜひご利用をいただきたいと考えておりますし、公園の利活用については、多くの方々に利用してもらえるよう、保育園や学校、福祉団体、高齢者団体等にも周知をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君）　浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君）　まず見込み、利用者の見込み人数ですね。今の町の説明は非常

に抽象的で、こういう形で進めていきたい、数を増やすように進めていきたいということなんですが、実際起債を、町がお金を全額、お金を借りてですね、事業をしていくわけですよ。そしてそのときにはやっぱそういう見込み数値じゃなくて、見込み、失礼しました、訂正します。見込みの概要ではなくて、具体的ですね、来年は、初年度は100人だ。次はちょっと若干人間が、子どもが減るから90だ。その次は80だ。というような形をですね、具体的に掴んでいかんと、そのお金は無駄、無駄金じゃないんですか。ですね。そういうこともやっぱ十分考えて、この事業には取り組んでいくべきです。そのことがやっぱまちづくりであり、子づくりである。そういうふうに思います。

それから、全員協議会のときの数値は固まった数字ではないというふうな説明だったと思うんですけども、それはおかしいでしょう。こういう9月全員協議会のときは、このお金は、内訳はどんなふうになっているんですかとか、まさかこういう2か所にですね、2工区に分ける、2業者に分ける、そういう話は全然なかつたわけですので、やっぱりそのときに出された数値っちゅうものは、やっぱ尊重していくべきだろうと思います。そのときの数値が2億7,727万1,556円、ほいで今回の2業者の数値が2億7,772万9,000円ですか。非常に近い数字ですので、私たちはその入札前にその事業費の額をですね、業者に漏らすために教えるとかそういうことは言うとらんわけですよ。私たちはどの業者が受注されようと真面目な、正確な仕事をされる業者であればそれでいいわけですので。そこら辺のところも、やっぱ町としては考え方を改めるべきではないかと思います。

それから、なぜ2つに割ったのかという質問に対して、竣工、来年度までの竣工に間に合わないのでということでしたけども、それはやっぱ、もし間に合わんときには継続で、来年度までもやってもいいんじゃないですかね。そうせんと、この計画平面図の中で、例えばこっちの部分をされる場合、こっちの部分工事される場合ですね、分けてしまうと別の業者になるわけで、この交互に、交互にちゅうか、行ったり来たりちゅうのが非常に難しくなる、難しくなるかと思うわけですよ。それはほいけん、そういう非常に何か説明に分かりにくいような説明をされましたか、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君）　2本に分けた理由といたしましては、先程ご説明をしたようなですね、スケジュール的な工期の部分でありますけれども、2本に分けたことで2つの業者さんがですね、1つの、本来の1本の工事をされるわけですが、一応極力つながってる部分もあるんですけど、極力エリアで分かれるような内容で分けているということと、重なった部分につきましては、それぞれの業者さん等で私たちも入ったところで、工程等ですね、打ち合わせ会議を月に1回程度考えておりまして、その中でそれぞれの業者さん、それで私たちのほうでも、うまくスムーズにですね、当然ここを

先にして、その後こうっていうような工事の流れがあると思いますので、そこが2つの業者さんであってもスムーズに連携していくように会議等を行っていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） あとは答弁、人数把握の方はよろしいですか。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 使用人数ではございますが、町内の人口、高校生以下が4月1日現在で703名いることから、そのご家族等も含めたところでですね、今後、先程も申し上げましたが、年間の目標としてですね、数値を掲げながら集客に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

浜口議員。浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 利用見込み人数をですね、やっぱり具体的に、もう今の段階ですね、やっぱ掴む、掴んで公表できる体制づくりをしておくべきだと思います。今のような曖昧な説明ではですね、税金の無駄遣いだと言われてもなんも反論できないのではないかと思います。

それから、2工区に分かれろば当然の話ですが、エリアで重複する箇所が、工事箇所は重複しませんけども、その土砂運搬あるいはそのおもちゃの、失礼しました、おもちゃじゃなくて遊具の運搬等々で、道路利用、道路の活用がですね、重複するかもしれませんので、そこら辺のところはですね、エリアで分かれるように考えているという発注者の考えのようすけども、それはもう、それが想定されるわけですので、であれば、あえて2つに分ける必要はなかった。2つに分けることによって事業費が安くなつたというなら話は別ですが、2つに割ったことによって50万円ぐらいですか、100万近く金額も増えています。やっぱそこら辺のところは十分に精査されて、町民の負担を、町民負担を少しでも減らすような形での行政執行をすべきだと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） できればですね、その1その2のですね、明確な請負がどこからどこまでがその1で、どこからどこまでがその2かっていうのが知りたかつですけれども。これを見てみると、なかなか分かりにくい。これを、工事をですね、2分割するとさばける工事と、2分割をしたからさばける工事と、2分割したことによって相当手間がかかる工事と、私は2つあるんじゃなかろうかなと思います。

やはり発注者はなるだけ手間の掛からないような分割の方法をしなければいけないと思いますけれども、今回そのような・・・とありますかね。こん舗装あたりが、これ全部が舗装すっとかなあとかですね、半分こっちを見てみれば、半分は全然手つけな

かと。

それから道路の、既存のですね、北側の方のこん真ん中に、赤線を入れてある。これ半分ずつその業者がするのかどうか。そこら辺が全く分からぬ。

それから、いろいろ遊具、遊具はこれは工事請負費なのでしょうかね。これは2次製品で、・・・据えつくるというようなことはできなかつたのかどうか。そうした場合は、工事は相当渉るんじやなかろうかと。1つにしてですね。そん遊具をですよ、ここにいろいろ子どもさんたちが遊んでいる遊具ありますけれども、これを、これは買うて据えるだけですので、これは町単独でいろいろ買うて、買ってもよかし、買って据えてもよかし、そうした場合は工事請負費じやなくて、設置でだけですので、この工事が完了してから設置をしてもいいというようなことができるんじやなかろうかな。

それからトイレあたりもですね、私はこれパークトトイレって何だろうかなと思つとつたんですけども、要するにこれは、持ってきて据えるだけのトイレですか。大概そういったやつは、極端に言えば高くかかるんじやなかろうかなと。なぜここは既存ですね、既存の建物はできなかつたのかどうか。ですね。そこら辺をお聞きをしたいと思います。

それから、できればですね、例えばいろいろこん中にも、工事運営の仕方によってはがち合う工事があつとじやなかろうかなと思うですね。この例えれば舗装を、真ん中から区切つてあつとじやなかろうかと思いますけれども、これどつからどこまでがとかというような感じですね。

それから、中に配管なんかもしたり、そういったこともせにやいかん。補強もせないかん、設置もせにやいかん。そういったことで、その1の業者とその2の業者との兼ね合い、工程、そこら辺がどのような形でなされるのかどうか。やっぱそこら辺をちゃんとやっぱり見据らえた上でですね、本来は発注すべきだと思うとですね。そこら辺のお考えをお尋ねをします。

それから、確かにいい公園が来て、町民は大変嬉しいと思いますが、反面、嬉しいこともあるんじやなかろうかなと。

私はこの前はですね、天草市のあそこの運動公園ですかね、行ってきました。運動公園ですかね、グラウンドに行ってきました。人工芝でした。紙1つ落ちてない、綺麗に整備されておりました。そして確かに人工芝とですね、その既存の芝もなんかもぴしゃっと取つてあって、綺麗に整備してありましたけれども、相當なですね、この管理の金がかかるんじやなかろうかと思いますね。そこら辺が、年間にどの程度見ておいでになるのかどうか。そこら辺をお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いします。それから、はい、以上ですね。

○議長（野崎幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） この工事の分け方、2つに分けた分け方なんんですけど、このその1とその2の平面図とですね、私も口頭でもお話をしましたけど、なかなか確かに分かりにくい面もあるかも分かりませんけど、つながっている給排水の部分とかをちょっと置いといて、分かりやすくですね、分け方としましては、遊具と、それから遊具の敷地ですね、これが1つ。それから、それ以外。遊具と、遊具の敷地がその1で、その2はそれ以外の部分。駐車場の舗装ですとかトイレとかですね、そういう部分になるわけですけど、それが実際にはつながってる部分もあるので少し細かく分かれてますけど、大きく分け方でいくと、今言いました遊具とそれ以外というような形で分けさせていただいております。

2つの業者さんが施工されるということでですね、おっしゃいましたように、それによってスムーズにいく場合いかない場合あると思うんですけど、やはり一体的な工事である要素もありますので、そこは先程もお話をしましたけれども、どの、どういう順番にですね、施工をしていければ一番うまくいくのか、それからその道路の工事車両の通行の問題、それから仮置き、資材等を仮置きする、そういう場合の、2つの業者さんがですね、被ってしまうと、非常に、逆にスムーズにいかない部分が出てくると思いますので、2つの業者さん、それから防火水槽もですね、発注済みですので、その3つの業者さん含めまして、綿密に工程の会議をですね、もう議会が終わりましたらまず1回目をやって、それから定期的に、必要に応じて工程の会議をやっていって、スムーズに施工ができるように持っていきたいというふうに考えております。

遊具についてはですね、何かこう据えるだけじゃないかと、一応基礎ももちろん打って、基礎の作る必要があるんですが、工事請負費の中の経費がですね、遊具の場合は丸々かかるわけではなくて、経費の中の共通仮設費とかは遊具の場合はもうかからない、対象外であるということになっておりますので、そこら辺で加味されているというふうに考えております。

トイレはプレキャスト、工場製作ですね、持ってくる形になるんですけども、前回全員協議会のときに出させていただいたトイレの金額というのは、6,200から6,300ぐらいだったんですけども、これを工場製作じゃなくて、現場打ちですね、同じ規模の、それから鉄筋コンクリートのトイレを作ろうとしましたときには、それでも金額がですね、これはメーカーに教えていただいたんですけども、5,600万、現場打ちでやった場合もですね、一応かかるということで、それにしても今回採用したプレキャストよりは安いんですけども、工期の問題もありますし、品質管理といいますかね、現場打ちよりも工場製作の方がコンクリートの品質の管理でありますとか、それから製品の精度が高くなるというところがございましたので、今回はこのユニットトイレといいますか、このプレキャストの方を採用をさせていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 公園の維持管理についてのご質問でございますが、維持管理費といたしまして、メンテナンス費用、設備維持費、水道・電気費用、公園内の管理費を合わせまして、年間200万程度が必要だということを試算しているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 分割施工の関係なんですけれども、通常考えますとですね、道路から下の舗装と駐車場、そこら辺を第1工区に考えて、あの上のところは2工区に考えるというような考え方はなかったわけでしょうかね。

そして、その物品は諸経費で2分の1軽減される、それ分かっております。しかし、諸経費ばっかっじゃなかつですよね。諸経費、一般管理費か何かで2分の1か何かじやつたと思いますけれども、要するに経費は経費なんですよ。要るわけですよ。こうやって設置するその・・・だけ打つとつてもらえば、この器具の会社が来てそこにぼつと据えるというのも、普通の自治体ではそういう形で公園なんかには設置されると思うとですね。もう既存のところあたりは。そうした方がスムーズにいくんじやなかろうかなど。これ無理してですね、舗装なんか、舗装、半分ずつするごとくとつでしょ。違うとですか。そうした場合、ここの中をですね、やはり配水管なんかいろんなケーブルなんかも通ると思いますよ。ケーブルは通らんとですか。要するにソーラーのケーブルとかあるいは水道のケーブルとか、そういう形はどういった形でなるのかどうか。

それからこの、特にこのトイレあたりは、要するに持ち込んできて据えるだけでしょうから、簡単にできるわけですね。そこら辺は見られなかつたのかどうか。そこら辺をもう一回。こん舗装結構あつでしょ。下も、下の方も舗装でしょ。それから駐車場でしょ。それであえて言えば上のこの赤い線がですね、既存の道路に2分の1に分割されておりますね。線が。これは、ここは半分ずつ舗装ばするわけですが、どがんなどですかねこれは。この線は。ですね。ここら辺がまったく分からぬところでございます。

それから維持管理費が200万円。年間200万円要るということですが、これが全体的に200人利用されたら、1人1万円の利用料になりますね。そういうこつですね。仮に200万で200人、2,000人されたら1人1,000円。管理費だけですよ。相当やはり町には負担がかかるんじやないですかね。今少子化が進んでおります。そして、コミセングラウンドの下のあの公園は何回も言いますけれども、草ぼうぼうしとる。全然使うてなか。いうようなことなんですよ。まあそういうことですが、まあここら辺が、まあ課長あたりがもしよかつたら、使用量の少なかときには草払いなんかでもひとつ手伝っていってもらって、この200万が180万なつたり、150万なつたりするような努力をしていただかんば、やはり税がスムーズに使われるということに

はならんと思うとですよね。みんなのために。そこら辺はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君）　その1その2のですね、考え方なんですけれども、遊具がおおむね、遊具とその敷地がその1にしているということを申し上げましたけれども、その1のですね、図面を見ていただきまして、この東側といいますか、この右側のですね、実際小さいですけど遊具の絵もちょっと入れてありますけど、ここがあくまで、この公園としましてはですね、遊具があってメインの広場ということになりますので、一応その1とさせていただいておりまして、これを上下に分けるような赤い線が入っていますけれども、これは芝生と、それからクレイっていうですね、土、土の境目となっておりましてですね、ここはフラットではあるんですけども、舗装の種類として、芝生、それからクレイというふうな、分けてある線であります。

ちょうど給水管がですね、このメインの広場に埋設となるんですけども、今言いました、芝とクレイの境目の横方向の赤い線ですね、おおよそこの辺に沿って、給水管を埋設する予定というふうにしております。

それから、遊具の計上の仕方なんですけれども、一応積算基準に基づきまして、一部経費の対象外というような取扱いの中で、工事請負費の中に入れさせていただいております。

○議長（野崎幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　公園の維持管理の中での草刈り等の作業の部分でございますが、私たち町職員ですね、できる部分につきましては取り組むように努めてまいります。それでも私たち職員ができない部分については、業者への委託等を考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君）　松本良人君。

○4番（松本良人君）　この課長の説明ですね、分割の云々のちゅうとは全く分かりません。ですね。普通は1工区2工区分くるとならば、まず第1に業者がしよう、しようなからんばいかん。私はそう思います。ここで、まあ地元の業者さんですね、お互いに話し合いをしながらなされると思いますけれども、今後はですね、やはりこのようなことが入れ混じってどうのこうのすつとはなかなか難しい。ですね。そこら辺をですね、ぜひやっぱり今後はですね。

そしてこの、我々にやってもらつておる、この、これを見てもですね、どなたが1工区がどれとどれとどれと工事をするのかっていうのが全く分かりません。確かに赤で記してあるのがそうじやなかろうかなと思うわけですけれども。ですね。そこら辺が全く理解できません。私も一生懸命で見るわけれども、多分そうじやなかろうかなというと

ところで今私は質問をしております。ぜひですね、今後はですね、一目見てですね、分かるような資料をいただきたいなど。そう思っております。ぜひですね、これはもう業者さんに協力を求めんばいかんとじゃなかろうかと思いますので、ぜひですね、業者さんの方に協力をいただいて、やっぱり今後のですね、反省材料として、大いにやっぱり考えてもらいたいと思います。

それから使用料、維持管理が200万の件ですけれども、200万の維持管理費ってのは結構あつですよ。実は都呂々の公民館ですね、相当グランドは使いります。この前ですね、除草剤ば買うてくれんかっちゅうて1万円がつ買うてくださいと。1万円がつ買うてくると精いっぴやあですよ。そして、私が課長に申し出をして3万円ぐらいの・・・買うていただきて、一方で、片一方ですね、毎日使って・・・ところを、そのくらいぐらいの節約として、町民はそれに耐えとるわけですね。しかし、一方ではですよ、こういった形で、本当に使わるるか使われないか分からんその施設をですよ。年間200万要ります。なら都呂々公民館にも200万かけてください。坂瀬川の公民館にも200万かけてください。そういったことをしてください。もう都呂々公民館はですね、もう石が浮き出てですね、小石が浮き出てですね、もうあの草を、草を、グラウンドの草刈りを手伝いしてでも手の・・・についてきて、私はここにもいっぱい石が、小石が飛んできてですね、全くその染みがついてた状況なんですよ。

そういったところでですね、町民はやっぱり何ですかね、節約っちゅうですかね、無理をし、無理じゃなかと思いますけれども、そこら辺をですね、辛抱しながらやつとる。かたや3億かけたグラウンドにですね、年間200万の維持費をかけてですね、どのくらいぐらい利用されるのか全く見当がつかんような、あくまでも推定でおっしゃつとるような感じでございますので、今までですね、聞いておりますか。浜口さんの質問の内容を聞いておりますと、答えの中では推定推定と計画計画というような感じが伺えるようなもんですよ。企業にせろば倒産ですよ。そういうことで言うてもらえばですね。そこら辺でございますので、今後はですね、入念にやっぱり考えていただきたい。そして各施設には、1か所2か所のには重点的に金を落とすとじゃなくて、使用される、使用してある施設には十分金を回してください。そしてそっちを節約してください。ですね。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） 答弁ありますか。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今回の工区の分け方につきましては、極力重複する部分がですね、ないようにということで分けておりますが、一部そうできなかつたところもありますので、受注されました業者さんの方とですね、ご相談というか、2つの業者さんの中で、工程がうまくスムーズにいきますように、私たちもお願ひをしていきたい

と思います。

今後こういう1工区2工区と分けるような工事ですね、ありましたときには、さらにスムーズな、施工がしやすい分け方を考えていきたいというふうに思います。

資料につきましても、なかなか1本の工事をですね、2つに、赤字で示して、できるだけ分かりやすいようにということで用意をしたつもりなんんですけど、ちょっと分かりにくいということで、今後に活かしていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから一括討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

冒頭、賛否を言ってから討論を行ってください。

反対者の発言を許します。

○5番（浜口雅英君） 一括してから？

○議長（野崎幸洋君） 一括、その1その2合わせての討論になります。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） その1その2両方の賛成反対ですね。で、反対から言うわけですね。

○議長（野崎幸洋君） 一括ですので、その1でもその2でも、その反対の討論があれば言うてください。どちらでもいいですよ。

○5番（浜口雅英君） どちらもちゅうわけにはいかんともん。そういう訳にはいかんともん。

○議長（野崎幸洋君） 一括で討論しますので、例えばその1の方の反対討論であればその1でもいいし、その2の方であれば、その2の方の反対討論でもいい。

○5番（浜口雅英君） そでよかいや。

○議長（野崎幸洋君） 一括で受けつけます。討論。

○5番（浜口雅英君） まあそこら辺は、はい。それでは、はい、その1その2合わせてですが、発注者、いわゆる町の事業取り組みに対する考えですね、納税者のことを考えていないというふうに思います。

例えば遊具の設置なのか、遊具の設置だけなのか。それから組み立ても含むのかなどの区分けが曖昧です。質問しても分かりにくく、利用者の将来予測数も掴んでおられません。財政的にも理解しにくく、このようなことでは、このような工事請負に対しては、町民の代表の1人として納得できないので賛成できません。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 私は本議案に対し、賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

本契約については住民のですね、意見を取り入れながら何回となく協議を経て、今回の提案となったわけでございます。そういうふうに私は解をしております。

なお、本防災公園整備工事に当たっては、工種及び工区の関係から、複数の事業者が施工に当たられるかと思います。よって、従来に増して、工事期間中は安全管理に努め、工程どおりの進捗により無事竣工することを願い、賛成をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） これで討論を終わります。

採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第43号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）〕の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 発議第11号 意見書の提出について

○議長（野崎幸洋君） 日程第9、発議第11号、意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第11号、令和7年10月14日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。賛成者、苓北町議会議員、倉田明。

意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお開きください。

発議第11号。世界の恒久平和の実現を求める意見書（案）。

世界の恒久平和と安全は人類共通の願いです。しかし、この願いに反して今なお世界の各地で戦争・紛争が後を絶たず、人類の生存に深刻な脅威と不安を与えています。

戦争によって人々の生命や財産が脅かされるという事態はあってはなりません。

苓北町議会は戦後80年である本年改めて戦争という悲劇を二度と繰り返さないため、世界の恒久平和に向けて全世界が一体となって取り組むことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、外務大臣様。

熊本県苓北町議会、議長、野崎幸洋。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

それでは自席へどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第11号を採決します。

お諮りします。本件については可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって発議第11号、意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今議決されました意見書について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回苓北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

斧北町議会議長

署名議員

署名議員